

とちぎ未来技術フォーラム会則

(名称)

第1条 本組織は、「とちぎ未来技術フォーラム」(以下「フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、ものづくり企業の成長を加速させる「未来技術」(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)について、新技術・新製品の開発や戦略3産業等への活用を促進することにより、本県産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員間の相互交流、情報交換等によるネットワーク形成
- (2) 企業、大学、産業支援機関等との連携による人材の育成・確保
- (3) 技術の高度化等に向けた研究開発の促進
- (4) 技術の活用促進のための販路開拓支援
- (5) その他、フォーラムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、次のものにより構成する。

- (1) 栃木県内の未来技術関連企業及びこれから未来技術に関わろうとする企業
- (2) 栃木県の未来技術の活用等に協力しようとする大学等高等教育機関、金融機関、行政機関、産業支援機関等

(入会及び退会)

第5条 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員等)

第6条 フォーラムに会長を置く。

- 2 会長は、幹事会の会長が兼ねるものとする。
- 3 会長は、フォーラムを代表し、会務を総括する。
- 4 会長に職務執行上の支障が生じたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(幹事会の組織)

第7条 フォーラムに幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長及び幹事で構成する。
- 3 幹事会の会長及び幹事は、会員の中から選任する。
- 4 幹事会の招集及び運営は、会長又は会長が指名した者が行う。

(任期)

第8条 会長及び幹事の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された会長及び幹事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 会長及び幹事は再任することができる。

(幹事会の所管事項)

第9条 幹事会は、フォーラムの事業及び運営に関する次の事柄について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃
 - (2) 事業計画及び事業報告の承認
 - (3) その他、フォーラムの事業運営に関する重要事項
- 2 幹事会は、幹事の過半数（委任状を提出した上で欠席の場合を含む）により成立する。
- 3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第10条 フォーラムの円滑な事業推進のため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) AI・IoT・ロボット技術部会
 - (2) 光学技術部会
 - (3) 環境・新素材技術部会
- 2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて会長が設置することができる。

(顧問等)

第11条 フォーラムの事業等に関して助言を得るため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 前項に掲げる職については、必要に応じて会長が選任する。

(事務局)

第12条 フォーラムの事務局は、栃木県産業労働観光部工業振興課に置く。

(事業年度)

第13条 フォーラムの事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第14条 会費は無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は徴収する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、フォーラムの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年5月12日から施行する。